

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

◆宮城県消費生活センター	平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
◆各地方振興事務所 県民サービスセンター	月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆投資マンションの悪質な勧誘の規制強化について

◆問題となった投資マンションの悪質な勧誘

◆被害に遭わないために

6・7月

合併号

第28号

投資マンションの悪質な勧誘の規制強化について

問題となった投資マンションの勧誘

全国の各消費生活センターに寄せられた投資マンションの勧誘に関する相談は平成 17 年度以降増加を続け、平成 21 年度の件数は 5,355 件（対前年度比 22%増）となり、また、暴力行為に及ぶ勧誘なども発生し大きな問題となりました。



《 悪質な勧誘の内容 》

- ・断ったにもかかわらず、しつこく電話をかけてくる。
- ・長時間にわたって電話を切らせてくれなかった。
- ・深夜や早朝といった迷惑な時間に電話をかけられた。
- ・名前や目的を告げずに勧誘してくる。
- ・脅迫めいた発言があった。
- ・自宅に押しかけられ契約を迫られた。
- ・絶対に儲かるから心配ないと言われた。…など

規制強化の要望

平成 22 年 11 月

国民生活センターは関係省庁及び業界団体に規制強化を要望しました。

規制強化

平成 23 年 8 月

国土交通省が禁止事項の明文化等宅地建物取引業法施行規則の一部改正を行いました。

- ・ 事業者名及び勧誘者の氏名や勧誘目的を告げることなく勧誘することの禁止
- ・ 断った後に勧誘を継続することの禁止
- ・ 迷惑な時間帯の勧誘禁止

(参考：[国土交通省ホームページ「宅地建物取引業法施行規則の一部改正について（平成 23 年 8 月 31 日）」](#))

問題となった投資マンションの悪質な勧誘

(事例1)

自宅に投資マンションの電話勧誘があり断ったが、職場に電話がかかってきた。

個人名を名乗ってきたので取引先か知り合いだと思い、話を聞いているうちにマンションの勧誘と分かった。

買う気もなかったし勤務中なので電話を切ろうとしたら「最後まで話を聞かないのは失礼だ」と言ってなかなか話をやめない。その後もたびたび電話がかかってくる。

しつこい勧誘

会社名を名乗らない

電話を切らせてくれない

<アドバイス>

- ・ 電話対応の際は、相手をしっかり確認しましょう
- ◎ **事業者名及び勧誘者の氏名や勧誘目的を告げることになっています！**
- ・ 必要がなければ、「いりません」、「買いません」など、キッパリ断りましょう。
- ・ 勧誘そのものが迷惑な場合は、「勧誘をお断りします。」とハッキリ伝えましょう。「忙しいので」や「考えておきます」などは断ったことにはなりません。
- ◎ **断った後に勧誘を継続することは禁止されています！**

(事例2)

職場での長時間の勧誘

職場に自分の役職名あてに電話があつたが、投資マンションの勧誘だった。

前に電話を掛けたら興味があるようだったと言うが、心当たりがなかった。

突然押しかけてくる

1時間ほど話を聞いて断ると「今までの時間を何だと思っているんだ。」と強い口調でしつこくなじられた。

その後、突然職場を尋ねて来たので、しかたなく別の場所で会う約束をしてしまった。

しつこくなじられた

<アドバイス>

- ・ 悪質な勧誘に対しては、毅然とした態度でハッキリ、キッパリ断りましょう。
- ・ 話が長くなればなるほどこちらの情報を与えてしまいかねません。
- ・ 断るために直接会ってしまうと、相手のペースに乗せられ、契約させられてしまう恐れがあります。
- ・ 悪質な勧誘にあった場合は勧誘の記録(①日時 ②会社名・担当者名 ③宅地建物取引業者免許番号 ④具体的な状況)等をとっておきましょう。

◎ **禁止行為を繰り返す場合は、記録をもとに監督官庁(※)へ相談する旨警告しましょう。**

※ 宅地建物取引業法に関する監督官庁等(それぞれの免許を交付した部署が指導監督)

- ・ 東北地方整備局建政部計画・建設産業課不動産第一係 ☎022(225)2171 (国土交通大臣免許)
- ・ 宮城県土木部建築宅地課調整班 ☎022(211)3242 (宮城県知事免許)

◇◇被害に遭わないために◇◇

断る場合、「いいです」、「結構です」などは誤解のもとです。

あいまいな返事をすると「購入見込みがある」と思われ、勧誘が続くことになってしまいます。

電話対応が苦手な場合は、留守番電話サービス、着信拒否のサービス(料金については事前に確認すること)や留守番機能・着信拒否の機能付きの電話の使用で、迷惑な電話の回避が可能となります。

困ったときにはすぐに相談

宮城県消費生活センターや県内各地の県民サービスセンターでは、電話や直接窓口で相談を受け付けています。また、各市町村でも相談を受け付けています。

相談は無料です。電話番号及び受付時間は、最後のページを御参照ください。

また、下記の全国共通ダイヤルの「消費者ホットライン」も御利用ください。

消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ まもろうよ、みんなを！
☎ 0570-064-370

お近くの相談窓口につながります。



節電・節水についてのお願い

宮城県では、先の震災及び津波により太平洋岸の多数の発電所や上下水道処理施設が甚大な被害を受け、夏の電力供給不足や、生活排水の簡易処理での放流による水環境への悪影響が心配されています。

「被災地にあつて被災地を想う」という気持ちで、一人一人ができる範囲で、「水」、「電気」など限られた資源エネルギーを大切に使いましょう。

(具体的な節水・節電方法などについては、「宮城県環境生活部環境政策課」のホームページを御覧ください。)

